

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年9月30日
【事業年度】	第22期(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
【会社名】	株式会社Geolocation Technology
【英訳名】	Geolocation Technology, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 敬介
【本店の所在の場所】	静岡県三島市一番町18-22
【電話番号】	(055)916-0294
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 福井 隆一
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市一番町18-22
【電話番号】	(055)916-0294
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 福井 隆一
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月
売上高 (千円)	321,139	538,544	459,375	475,145	583,658
経常利益又は経常損失 () (千円)	64,856	63,083	18,090	31,556	50,036
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	38,159	42,342	21,142	22,730	35,306
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	102,000
発行済株式総数 (株)	2,880	2,880	2,880	2,880	596,000
純資産額 (千円)	52,246	94,588	115,731	138,462	178,494
総資産額 (千円)	220,755	268,255	257,905	298,600	392,369
1株当たり純資産額 (円)	18,141.08	32,843.35	200.92	240.39	299.49
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	13,249.89	14,702.27	36.71	39.46	60.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	56.37
自己資本比率 (%)	23.7	35.3	44.9	46.4	45.3
自己資本利益率 (%)	-	57.7	20.1	17.9	22.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	8.20
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	6,149	63,265	88,497
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	6,035	3,175	5,291
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	11,008	11,008	7,008
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	147,026	196,108	272,306
従業員数 (人)	33	26	28	33	37
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(8)	(7)	(8)	(10)	(10)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標: -) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	500
最低株価 (円)	-	-	-	-	500

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第19期、第20期及び第21期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第18期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。加えて、第22期は、当社は2020年12月11日に東京証券取引所

TOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2021年6月期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。

6. 自己資本利益率については、第18期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 第18期から第21期の株主総利回り及び比較指標については、非上場であるため、記載しておりません。また、第22期の株主総利回り及び比較指標は、2021年9月13日に福岡証券取引所Q-Boardに上場したため、記載しておりません。なお、株価収益率、最高株価、最低株価については2020年12月11日に東京証券取引所TOKYO PRO Market市場に上場したため、記載しております。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 第20期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
なお、第18期及び第19期については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
10. 第18期及び第19期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

2000年2月	SURFPOINT™の開発及びその成果物のサービス提供を目的として、東京都千代田区において資本金10,000,000円でサイバーエリアリサーチ株式会社を設立
2000年8月	本社を静岡県三島市文教町に移転
2003年9月	らくらくログ解析サービス開始
2004年1月	どこどこJPサービス開始
2004年10月	IPひろばサービス開始
2006年7月	本社を静岡県三島市一番町に移転
2009年5月	プライバシーマーク（認証登録番号：10823227）取得
2010年5月	品質管理マネジメントシステム ISO9001（認証登録番号：06292）取得
2011年10月	IPアドレス移転事業を開始
2015年5月	情報セキュリティシステム ISO27001（認証登録番号：10761）取得
2016年7月	東京都渋谷区に東京営業所を開設
2016年11月	どこどこadサービス開始
2017年4月	株式会社Geolocation Technologyに商号変更
2018年10月	沖縄県那覇市に那覇コンタクトセンターを開設
2019年2月	特許第6484767号「IPアドレスに基づくユーザー属性推定システム」を取得
2019年3月	東京営業所を東京都渋谷区神宮前に移転
2019年7月	大阪市西区に大阪営業所を開設
2020年1月	静岡県三島市と地方創生に関する包括連携協定を締結
2020年3月	福岡市博多区に福岡営業所を開設
2020年6月	東京営業所を閉鎖
2020年10月	静岡県賀茂郡松崎町と地方創生に関する包括連携協定を締結
2020年12月	那覇コンタクトセンターを沖縄県那覇市前島に移転 東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場
2021年6月	特許第6902765号「IPアドレスの使用地域特定システム」を取得
2021年9月	福岡証券取引所Q-Boardに上場

3【事業の内容】

当社は、「独自の技術とノウハウを開発し、地域社会にとって価値のある新しいインターネットサービスを提供する」を企業理念として掲げており、この理念に基づき、インターネットユーザーの位置情報を活用した、効果的なウェブマーケティングを実現するサービスや不正アクセスを防止するサービスの開発・提供に取り組んでおります。

当社は、IPアドレス^{*1}を活用したデータベース「SURFPOINT™」を構築し、その運営及び利用による各種サービスの提供を行うIP Geolocation事業と、IPアドレスの売買の仲介を行うIPアドレス移転事業の2つのセグメントを運営しており、各事業の特徴は以下のとおりです。

< IP Geolocation事業 >

IPアドレスに、位置情報、組織属性、回線情報、気象情報等100種類以上のデータを組み合わせた当社のデータベースである「SURFPOINT™」を維持管理し、これをベースに顧客のサイト閲覧者の属性に合う各種サービスをSaaS^{*2}又はAPI^{*3}で提供しております。それらのサービスは、インターネットユーザーの位置情報を把握する技術であるIP Geolocation（位置情報認識技術）を土台としたサービスであり、顧客のニーズに応じて、エリアターゲティング、企業分析、不正アクセス防止・セキュリティ対応、インターネット広告プラットフォームの提供に大別されます。

「SURFPOINT™」データベースのイメージ

当社のIPアドレス(例)



(1) 「SURFPOINT™」について

「SURFPOINT™」は当社の各種サービスの土台となるデータベースです。当社は、IPアドレスの利用環境の変化に対応して自動分析プログラムを常時稼働させており、ネットワーク環境を熟知した専門調査員（ネットトレーサー）が、情報の分析・検証を行っております。このようにしてデータベースの精度を高めているほか、顧客の利用の際に対象データ範囲の絞り込みや、特定の属性データの取得を可能とするために、適宜組み合わせる情報の種類を増やしてより精緻なバージョンへの更新を行っております。また、顧客のニーズに応じて「SURFPOINT™」の中から必要とされるデータを販売しております。

■ IP Geolocation事業 データ更新の仕組み

DFLS (Daily Feedback Loop System) (*) を組み込んだフレームワーク: 収集した情報をもとに専門調査員（ネットトレーサー）が調査を行い、より正確なデータをデータベースに反映。これを毎日繰り返すことでIPアドレスデータベースの精度を保っています。



(*)DFLSとは、IPアドレスに関する情報を調査し、専門調査員（ネットトレーサー）が情報をもとに調査・検証作業を行い、データベースに反映、この一連の作業を日次で行う取り組みのことを指します。IPアドレス情報を収集するチャネルは多岐に渡り、自社構築したデータ収集サーバー群によるデータ収集分析プロセスは常時稼働しています。

(2) エリアターゲティング

ウェブサイト閲覧者のいる地域を特定し、顧客のウェブサイトの表示をその地域に合った内容のものにしたり、広告や告知内容を地域別に表示し、閲覧者に一番近い顧客の店舗やアクセスルートを示すことを可能にしております。閲覧者のウェブサイトからの離脱を防ぎ、効果的な販売促進のためのウェブサイト作りにも貢献するツールとして、当該機能を顧客に提供しております。

(3) 企業分析

ウェブサイト閲覧者が属する企業等団体の業種、規模から場合によっては企業名を判別し、効果的なマーケティングを実施するために必要なデータを提供しております。アクセス分析ツールとの連携により、顧客のウェブサイトへの訪問した企業を可視化することで、営業活動の効率化に役立つデータを提供しております。また、国内、海外の主要なマーケティングオートメーションツール*4との連携を可能としており、「SURFPOINT™」を搭載した当社のアプリケーションである「どこどこJP」によって連携先の機能を補完し、アクセス分析に組織名(法人名)・組織URL・業種・従業員数等の分析軸を加えることができ、いわばBtoBアクセス解析ツールにカスタマイズできる機能を提供しております。

(4) 不正アクセス防止・セキュリティ対応

インターネット上の不正やなりすまし等の詐欺行為を検出することにより、不正アクセスから顧客のアカウントを守る機能を提供しております。また、ウェブサイトへのアクセスが正しい権利を持ったユーザーからのものか否かを判別し、当該コンテンツの配信管理を行うことが可能です。これらの特徴によって、複数の金融機関、コンテンツ配信事業者、その他不正アクセスの防止を望む企業や団体が、当社の顧客となっております。

(5)インターネット広告プラットフォームの提供

IPアドレスの活用によって閲覧者の選別・絞り込みが可能な配信サービスである「どこどこad」プラットフォームを提供しております。これは業種・規模・従業員数・社名等の企業属性、気温・天気等の気象情報、利用されている回線、都道府県、市区町村といったターゲティングの切り口で選択したサイトの閲覧者に対してバナー広告を配信するものです。

「どこどこad」プラットフォームは、当社の「SURFPOINT™」を利用することにより、インターネット広告の配信効果の最大化を目指し、最適な人や場所に広告を配信するプラットフォームを提供しております。

(6)当社の提供するアプリケーションの内容

上記のサービスを実現するため、当社は次のアプリケーションを提供しております。

「どこどこJP」

「SURFPOINT™」をウェブサイトやアプリケーション上で利用できるサービスで、その用途はマーケティングからセキュリティまで幅広く、IPアドレスから利用者の地域を認識するエリアターゲティングの技術や、ウェブアクセス解析、金融や証券分野でのオンライン取引時における不正アクセス対策、デジタル配信される映像や音楽等の著作権管理に役立てられています。

「らくらくログ解析」

簡単な操作でウェブアクセス解析を行うことのできるツールであり、基本的なアクセス解析機能に加えて、ウェブサイトを訪れた企業のリスト化や経路分析等の本格的な解析も可能なサービスとなっております。

「IPひろば」

IPアドレスやドメイン名を入力して検索ボタンをクリックするだけで簡単に位置情報や組織情報を調べることができるサービスで、検索結果として都道府県名や市外局番、接続回線情報を表示します。ウイルスの発信元調査やネット犯罪の初期調査にも活用されております。

「どこどこad」

IPアドレスから判定される位置情報、企業情報、気象情報、回線情報等で、配信する対象の絞り込みやターゲティングができるインターネット広告配信サービスであります。現在提供している主なターゲティングメニューは次のとおりです：

- ・BtoBターゲティング（上場・非上場の区分、資本金区分、従業員区分、売上高区分、業種区分等により対象となる配信先企業を絞り込みます）
- ・回線ターゲティング（特定のインターネット回線、インターネットサービスプロバイダを経由した先のユーザー向けに広告配信をします）
- ・気象ターゲティング（天気、気温、湿度、紫外線量により配信先を絞り込みます）
- ・どこどこJP連携データターゲティング（「どこどこJP」との連携により、「どこどこJP」にリクエストが来たIPアドレスに対して広告配信をします）
- ・エリアターゲティング（接続元のIPアドレスから地域を判定し、都道府県、市区町村や郵便番号を指定し広告配信をします）
- ・Wi-Fiスポットターゲティング（特定のWi-Fiスポットに接続しているユーザーに対して広告配信をします）

■ IP Geolocation事業 利用顧客数推移



(7)web制作・各種受託開発

各種ウェブサイト制作等のウェブマーケティングサポートや、スタンプラリーをはじめとした自治体向けの観光アプリ等の受託・開発を行うシティプロモーション*₅を支援するサービスも提供しております。

(説明事項)

- (*) 1. IPアドレスとは、インターネットにつながっているネットワーク上の機器を識別するために割り当てられている識別子で、インターネット上でのいわば住所のような役割を担っています。数字の羅列から構成されており、IPv4規格では32ビットの2進数で表記されています。
2. SaaSとは、クラウド経由で提供されるソフトウェアのことを指します。
3. APIとは、プログラムから当該ソフトウェアを操作するためのインターフェイスのことを指し、ソフトウェアの一部をウェブ上で公開して他のソフトウェアの機能を埋め込んで利用できるようにしたものです。
4. マーケティングオートメーションツールとは、顧客開拓におけるマーケティング活動を可視化・自動化するツール(ソフトウェア)であり、見込顧客の固有情報や、見込顧客から収集した各種情報の一元管理、購買意欲の高い見込顧客の絞り込み等の活動を自動的に行うことができます。
5. シティプロモーションとは、自治体が行う宣伝活動・広報活動・営業活動のことを指します。

< IPアドレス移転事業 >

法人や各種団体等が保有しているものの使用せず余っているIPアドレスを、必要とする企業等へ売却仲介を行うサービスを行っております。

以上、述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

【事業系統図】



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
37 (10)	33.5	4.3	4,601,490

セグメントの名称	従業員数(人)
IP Geolocation事業	33 (10)
IPアドレス移転事業	
全社(共通)	4 (-)
合計	37 (10)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、小規模組織であり、同一の従業員が2つの事業に従事しております。

4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「独自の技術とノウハウを開発し、地域社会にとって価値のある新しいインターネットサービスを提供する」という企業理念を掲げ、IPアドレスによるインターネットユーザーの位置情報に関連する技術をベースに、各種のサービスを開発・運営することで、顧客の事業発展に寄与し、それによって当社自身も収益の拡大をして、地域社会に直接・間接の貢献をすることを使命としております。

IP Geolocation事業においては、当社サービスを顧客が利用するシーンを、マーケティング用途、不正検出用途、コンプライアンス（配信制御）、セキュリティ関連の4つに分類し、それぞれでの顧客数と利用頻度の増加を目指していくことを基本方針としております。営業活動を行う営業部では、その下部組織である課毎に予算と行動計画を月次で定め、その達成のためにPDCAサイクルを回して問題点の早期発見と修正を迅速に行うことを課しております。サービスの開発と運用を行う技術開発部では、各サービスを円滑に運営するための監視体制の強化とデータの更新・蓄積に力点を置き、これに加えて新規サービスの開発のために絶えずアンテナを張って、営業部門からの様々な要望や研究開発のヒントとなる情報の収集にも力を入れることとしております。

IPアドレス移転事業においては移転の仲介を実現させるために、売り手候補、買い手候補を常に開拓することが求められます。売り手候補についてはIPアドレスを多数保有する比較的社歴の古い大手企業や学校法人、さらにはそれら企業・団体を紹介していただける外部協力者、買い手候補についても紹介者となる各種団体との連携が不可欠となります。このため、多くの法人・団体との常日頃からのコミュニケーションの維持を継続することを具体的な活動方針として掲げております。

(2) 経営環境

「IPアドレスから顧客のウェブサイトへアクセスした人がどの地域からアクセスをしたのかがわかる」という技術を活用したサービスを展開しているのは国内では当社のみであります。当社の各種サービスは顧客の事業活動において「あったら便利」なツールではありますが、当社がIPアドレスに各種情報を付加しているのに対し、自社が所有している法人企業データベースにIPアドレス情報を付加することにより当社と類似する結果を提示できるサービスが存在し、競争状態が存在している状況であります。現状では潜在顧客数は非常に多く、競合先も含めて、潜在顧客に対してまだ十分に接触しきれておりませんが、将来的に競合の状況が激しくなる可能性があり、いち早く一定の市場規模を抑え、当社の優位性を確保したいと考えております。また、顧客のニーズを汲み取ってインターネット関連の新しいサービスを開発、リリースしていくためには、数多くの顧客との関係構築がより一層重要となってまいります。そのためにも既存顧客との関係強化と新規顧客の獲得は当社の当面の最重要課題となっているものと考えます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、政府及び各都道府県からの要請もあり、大都市の企業各社をはじめ多くの法人がテレワークの浸透を強く打ち出しておりますが、この影響により、多くの地方自治体が移住・定住に関する施策を検討しております。さらに各地の地方自治体は、同感染症で大きな打撃を受けている観光業や飲食業を側面から支援する目的で企画を検討実施しております。例えば、商工会議所が主催し観光名所や飲食店を周り、設置されたQRコードを読み込むことでスタンプを獲得できるスタンプラリーがあります。当社もこれらの流れに乗って、自治体のニーズに即したウェブベースのサービスを開発し、これを早期に全国に広めていきたいと考えております。具体的には、現在当社の拠点として本社（静岡県）、大阪営業所、福岡営業所、那覇コンタクトセンターがありますが、本社からは東海地方及び関東地方以北、大阪営業所からは関西地方及び中国・四国地方、福岡営業所からは九州地方、那覇コンタクトセンターからは沖縄県の自治体に営業活動を行い、スタンプラリーの商談につなげていきたいと考えております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、以下の7点を主な対処すべき課題として取り組んでおります。

「SURFPOINT™」の継続的な拡充

当社事業の土台となるデータベースである「SURFPOINT™」の精度をより高いレベルで維持管理していくために、すでに取り込んである情報について専門調査員（ネットトレーサー）による詳細な調査とデータ反映を今後も日々継続してまいります。併せて外部の有料・無料の各種有益な情報を今後も継続して取り入れ、顧客のニーズを先取りした細かなターゲティング対応を行ってまいります。

「どどここJP」売上の拡大

「どどここJP」は、「SURFPOINT™」に蓄積された位置情報、企業情報、利用回線、気象情報ほか様々なデータを利用して顧客のマーケティング活動、広告活動、不正アクセス防止等の各種用途にご利用いただいております。顧客には比較的長期にわたって継続してご利用いただける当社の主要なサービスであり、当社の安定した収益源となっております。今後も既存顧客の解約を減らし、新規顧客の獲得を推進するための営業上の各種施策を打ち出して、飽きられないサービスとして顧客のニーズに対応してまいります。

「どどここad」でのきめ細かい顧客対応の強化

インターネット広告配信サービスを提供する「どどここad」プラットフォームは顧客の用途に応じてセグメントしたターゲットに対してバナー広告を配信することができます。顧客に利用頻度を高めていただくために、コンサルティング活動を行って実際の利用シーンを想定した活用例を提案し、具体的な質問や要望に対応するきめ細かい活動に努めてまいります。

新領域に関する研究調査

当社の現在の主力事業は、IPアドレスを活用したものであり、現状IPv4*レベルのIPアドレスを主力として取り扱っておりますが、将来的には次世代のIPv6*レベルへの本格的な移行が行われることが想像されます。当社もこの動きに遅れをとることのないよう、IPv6に関する研究調査を推進し、対応サービスを拡充してまいります。

- (*) IPv4とは、インターネットに接続された機器同士がデータをやり取りするためにデータ送信の方法を定めた規約(=IP(インターネットプロトコル))の第4版を表し、32ビット(=2の32乗個)、つまり約43億個のIPアドレスが利用可能です。IPv6では128ビット(=2の128乗個)のデータとして表現されるため、そのアドレス総数は約340澗(1澗は1兆×1兆×1兆)個となり、事実上無限といえる数となります。

営業体制の更なる強化

独自性の高いサービスを創出し、拡販していくためには、より強固な営業体制を確立することが重要であると認識しております。顧客のニーズを汲み取りながら適切なサービスを販売する直接販売の利点を活かし、顧客との信頼関係を構築することで、長期取引につながるものと考えております。そのため、顧客の属性やニーズに適した営業体制や営業手法の確立に加え、営業人員個々の営業スキルの向上にも努めてまいります。

人材の育成・教育

当社は、事業を拡大していくうえで、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材の獲得及び育成に注力してまいります。そのため、幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の充実、人事評価制度の拡充、業務の合理化・効率化、外部ノウハウの活用等、積極的に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社ならびに各事業の取引形態に則した内部管理体制を構築する等、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、売上高及びIP Geolocation事業の売上高ならびに同事業の売上高成長率を掲げております。これら指標の詳細につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

事業環境について

(a) 競合について

当社の主要なサービスの1つであります「どこどこJP」には、IPアドレスから利用者の属性や使用している地域を特定することで各種サービスを開発・運営している企業は国内では当社しか存在していませんが、当社が提供しているサービスのうち、顧客のウェブサイトアクセスしてきた法人の企業名が判明するものについては異なる手法で「どこどこJP」と同様の結果が得られるサービスを提供する競合先が存在しております。今後も全く異なる手法で「どこどこJP」と同様の内容を表示する他社サービスが生まれることにより、当社の競争力が低下して当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の主要なサービスの1つである「どこどこad」の主な用途のひとつでありますインターネット広告の市場は競合の多い業界であります。インターネットマーケティング業界及びアドテクノロジー業界においては、SE（検索エンジンマーケティング）サービスやアフィリエイトサービスを提供する企業が大手のインターネット関連企業をはじめ多数存在し、広告サービスも多様化しております。また、情報メディアの領域では、様々なビジネスモデルのウェブサイトが数多く存在し、常に新しいウェブサイトが開発される等、厳しい競争環境が続いております。

このような環境のもと、当社は引き続きインターネット広告事業の拡大及び競争力の維持・強化に努めてまいりますが、インターネット広告業界における優れた競合事業者の登場、競合事業者によるサービス改善や付加価値の高いビジネスモデルの出現等により、当社の競争力が低下する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、IPアドレス移転事業は仲介事業であるため同事業の参入障壁は高くないことから、今後は競合先が出現する可能性があり、その場合には当社の競争力が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) インターネット広告・ウェブマーケティング市場の動向について

近年、インターネット広告市場・ウェブマーケティング市場はインターネットの普及と急激な技術革新により、急速に拡大してまいりました。しかし、急激に景気が悪化した場合、企業収益の大幅な悪化に伴う広告需要やウェブマーケティング利用の減退が起こる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) インターネット関連分野の技術革新について

インターネット関連分野における技術革新は速く、現在利用している技術や業界標準が急激に変化することが予想されます。また、技術革新に伴い顧客ニーズが変化する一方、多様なニーズに即したビジネスモデル及びサービスの開発・進化が活発に進んでいます。当社では、そうした事態に対応するため、常に業界動向を注視し、迅速かつ適切な対応をしていく方針であります。そのために多額の支出が発生することや、適切な対応がなされなかった場合に当社の競争力が低下することも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 法的規制等について

当社の事業は特定の法令による規制は受けておりませんが、「独占禁止法」、「不正競争防止法」、「景品表示法」、「特許法」、「商標法」、「著作権法」等の事業会社を対象とする諸法令の遵守が義務付けられます。また、インターネット関連分野においては「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の適用を受けております。現状においては、これらの法律による規制の影響は軽微であると認識しておりますが、今後インターネットの普及に伴い、新しい法律や自主ルールが整備される可能性があります。

また、当社は当社の業務の一部を業務委託契約の締結に基づいて事業者又は個人に委託することがありますが、当該行為においては「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）が適用される場合があります。当社は、法令を遵守して事業運営を行っておりますが、運用の不備等により法令義務違反が発生した場合には、当社の社会的信用の失墜等で、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業について

(a) IPアドレスをめぐる法的規制について

当社の事業はIPアドレスを用いたサービスがその根幹をなしておりますが、現状、国内においてIPアドレスは個人情報とは位置付けられておりません。しかしながら今後個人情報保護の対象となる領域の拡大によりIPアドレスに関して新しい法律の制定や既存の法律の改正が行われる可能性はあります。

当社では、IPアドレスが個人情報としての取扱いを受けることになった場合には、IPアドレスを当社データベース及び各サービスで利用する際に、個人の特定ができない情報に変換することで個人情報保護対応を行って従来どおりのサービス運営が続けられるようにする考えであります。しかしながらIPアドレスに関し、当該の対応方法では個人情報保護が不十分であるとみなされる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

昨今、インターネット上のプライバシー保護の観点から、Cookie（ウェブサイト閲覧情報等を一時的に保存しておくためのウェブブラウザ上の記憶領域及びそこに保存される情報）等の使用制限の検討が行われている状況にあります。当社は、当社サービスを利用する顧客の利便性向上のため、当社事業の根幹をなすデータベースの拡充の一環としてCookie等の情報を一部外部から購入しております。Cookie等の使用により得られる情報が制限されたとしても、その部分は当社が提供する情報サービスの一部であり、当社サービスの根幹をなすものではありませんので、顧客にとって当社サービスが必要なくなるというものではありません。しかしながら、顧客にとって、当社サービスが提供する情報のうちの一部であるCookie等の情報への依存度が今後高まった場合には、Cookie等の使用制限が厳しく適用されることで、顧客の当社サービスの利用頻度が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) インターネット広告配信サービスでの顧客の利用状況について

当社のインターネット広告配信サービスを顧客が利用する際には、当社で、当該広告が景品表示法に抵触する内容になっていないか個別に事前に全件で確認しております。しかし、その確認が不十分で、結果として顧客が景品表示法違反となり得る広告を配信した場合、当社は直接的に法令違反の責任を負うものとはなりません。顧客の行為を放置したとみなされることにより社会的に責任を問われる可能性は完全には払拭することはできません。そのような事態が発生した場合には、当社の社会的信頼性の著しい低下を招く可能性もあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 取引先の審査体制について

当社は、反社会的勢力ならびに法令及び公序良俗に反する不良事業者とは一切関係を持たない方針であり、取引先の選定にあたっては記事検索を行って反社会的勢力との関連性の有無を調べ、事前に審査する体制を構築しております。したがって、選定基準に抵触する取引候補先との関係が生じる可能性は低く、現状問題は生じておりません。しかし、万一、当社の取組みにも関わらず、そのような問題が発生した場合には、当社の社会的信頼性の著しい低下を招き、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) システムトラブルについて

当社は、IPアドレスを活用した顧客のウェブサイトの閲覧者に対して的確なマーケティング手法を打ち出したり、広告を配信するためのアプリケーションの提供をインターネット環境において行っております。そのため、当社はサービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策と、コンピュータウィルスやハッカーの侵入を回避するために必要と思われる対策を講じております。しかしながら、地震等の自然災害、停電等予期せぬ重大な事象の発生、新たなコンピュータウィルスへの感染により、当社の設備又はネットワークに障害が生じる可能性があります。そうした事態が発生した場合には、一定期間サービスの停止を余儀なくされる可能性があり、また、サービスの停止に伴う信用の低下が営業活動に支障を及ぼすことも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(e) 新規事業の収益性について

当社は、顧客ニーズに則したサービスの提供を行うためには、新規に事業を立ち上げることも今後検討してまいります。新たに手掛けた事業を早期に一定の事業規模にまで成長させ、市場における地位を確立するため、事業を推進する手段として必要が認められる場合には、ソフトウェア開発への投資や第三者が運営する事業及び企業の買収、資本業務提携の取組み等を行う可能性があります。当社は、事業の拡大に積極的に取り組んでまいりますが、ソフトウェア開発への投資や買収に伴う資金負担、広告宣伝費等の支出が発生し、収益性が向上しない可能性や、事業を推進する過程において予測とは異なる事態が生じ、投資回収が困難になる可能性があります。このように事業展開が計画どおりに進まない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(f) 受託案件の検収時期の変動あるいは収支の悪化について

当社のサービスのうち、web制作・各種受託開発事業について、顧客の検収に基づき売上を計上しております。そのため、当社は受託案件ごとの進捗を管理し、計画どおりに売上及び利益の計上ができるように努めておりますが、受託案件の進捗如何では、検収時期が変更されることもあります。この場合、顧客の検収時期によっては、売上計上が事業年度を前後することで当社の売上計上時期が変動し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、受託案件は、想定される工数を基に見積りを作成し受注しております。そのため、当社は顧客との認識のずれや想定工数が大幅に乖離することがないように工数の算定をしておりますが、この算定業務の大半が顧客とのヒアリング等で把握したデータの内容に依存することから、完全に事前に工数や成果を見込むことは困難であります。そのため、見積り作成時に想定されなかった不測の事態等により工数が増加し、受託案件の収支が悪化する場合があります。特にそれが大規模な受託案件の場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 解約について

当社サービスを継続利用することで生じる月額課金額につきましては、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持するための施策を行っておりますが、顧客企業の利用状況や経営環境の変化等の理由により、毎年一定の解約が発生しております。当社の予算及び経営計画には、実績を基に一定の解約を見込んでおりますが、競合他社に対する競争力の低下や、トラブル等の何らかの要因により当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

経営体制について

(a) 個人情報等の管理について

当社は、事業の運営や人材の採用にあたり、顧客の企業情報や特定個人の情報（氏名、メールアドレス、住所等）を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。当社は、2009年5月に個人情報の取扱いを適切に行う企業であることを証明する「プライバシーマーク」を取得し、2010年5月に情報セキュリティマネジメントの国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得しており、個人情報及び顧客の企業情報等の管理について、法令を遵守し、アクセス権限を設定し、情報の取扱いには細心の注意を払い、最大限の取組みを行っております。しかし、万一、外部からの不正アクセスにより情報の外部流出が発生した場合には、当社に対して損害賠償請求がなされ、又は訴追等により、社会的信用を失う可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 人材の確保について

当社では、今後も事業を拡大していく上で、必要な人材を十分に確保していくことが重要な課題であると考え、積極的に人材の採用・育成を行っております。しかし、こうした活動が計画どおりに進まず、また、幹部人材及び予想を上回る数の人材の社外流出があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長で創業者でもある山本敬介は、当社設立以来代表取締役社長を務め、豊かな知識、経験をもとに、経営に係るものとして当社の経営方針や経営戦略・事業戦略の決定をはじめ、当社にとって重要な役割を果たしております。当社の事業規模が拡大するとともに、権限委譲を進めておりますが、現在においても同氏の影響力は大きなものとなっております。そのため、同氏が当社の事業へ関与できない状況が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、取締役5名、監査役3名、臨時雇用者を含む従業員56名と小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び事業内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他

(a) 知的財産権について

当社は、事業展開する上で、技術・ノウハウ・知的財産権等は重要な位置を占めるため、特許権の取得による保護を図るとともに、これらの保安全管理については細心の注意を払っております。

また、第三者の知的財産権を侵害することがないように常に細心の注意を払って事業活動を行っておりますが、現在のインターネット関連分野における技術の進歩の早期化、グローバル化により、当社の事業領域における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であります。現在までのところ、当社の認識する限り、第三者の知的財産権を侵害したこと及び侵害を理由とした損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後当社の調査・確認漏れ、不測の事態が生じることにより、第三者の知的財産権に抵触する等の理由から、損害賠償請求や使用差止請求等を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 訴訟の可能性について

当社は、本書提出日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社は、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減する等努めております。しかしながら、システムの障害や重大な人為的なミス等の予期せぬトラブルが発生した場合、また、取引先との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起される可能性があります。損害賠償の金額、訴訟の内容及びその結果によっては、当社の業績及び財政状態や社会的信用に影響を及ぼす恐れがあります。

(c) 配当政策について

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材の確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財務状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(d) 調達資金の用途について

当社の公募増資による資金調達は、社債の償還、データベースの維持・拡充、既存事業の拡大及び新規事業に係る自社開発のための人件費及び外注費等に充当する予定であります。しかしながら、当社が属するIT業界は、事業環境の変化が速く、人材の確保も日々厳しくなっているため、当初予定したとおりの用途で調達資金を利用できない可能性や、計画どおりの資金用途によっても計画どおりの効果が得られない可能性があり、このような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(e) 繰延税金資産の回収可能性の評価における影響について

当社は、将来の課税所得の見積りに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を評価しているため、その見積額が減少し繰延税金資産の一部又は全部を将来実現できないと判断した場合、あるいは税率変動等を含む税制の変更等があった場合、その判断を行った期間に繰延税金資産を減額し、税金費用を計上することになります。その結果として、当社の業績及び財務状況に影響を受ける可能性があります。

(f) 資産評価リスクについて

IP Geolocation事業では、自社開発したソフトウェアを活用したサービスを提供しており、今後も自社で事業に供するソフトウェアを開発してまいります。当該ソフトウェアは無形固定資産として計上しておりますが、採算性の悪化や将来にわたって収益が投下した資金以上に見込めないことが判明したときには減損処理を適用することで、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 自然災害について

当社の事業活動に必要なサービス基盤については、自然災害等が発生した場合に備え、パブリッククラウド*を利用しております。サービスの稼働状況は常時モニタリングされており、自然災害や障害への対応が迅速にとれる体制が整っておりますが、不可避な状況の発生により、サービス基盤が稼働できない状況になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(*)パブリッククラウドとは、自社で専用のクラウド環境を構築せず、外部の業者が提供するクラウド環境を利用するものであります。

(h) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は89,000株であり、発行済株式総数696,000株の12.8%に相当しております。

(i) 大株主について

当社の大株主である小川武重氏は、当社の創業間もないころから出資いただいているエンジェル投資家であり、自身又はその親族の資産管理会社である株式会社キャピタルバンク及び株式会社MASAならびに株式会社NORIKOの所有株式数を含めると本書提出日現在で発行済株式総数696,000株の40.5% (282,000株) を所有しております。同氏の投資目的は純投資ではありますが、同氏は、実質的には安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により同氏又はその親族の資産会社保有の当社株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価値及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(j) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、当社では役職員全員のテレワークの常態化を推進し、業務上やむを得ず本社及び他の拠点に出向く場合には、検温、マスクの着用、アルコール等による手指の消毒や手洗い、うがいの徹底に努めております。収益面では、全社テレワーク化に伴って旅費交通費、通勤手当等のコスト削減効果が生じている一方で、同感染症拡大の影響を被っている顧客がコスト削減のため当社サービスの利用頻度を下げたり、解約をする事例が発生しており、今後、同感染症の更なる流行拡大や長期化により、顧客の経営状態の悪化や事業環境への影響が増大した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

流動資産は前事業年度末と比較して93,010千円増加し、370,190千円となりました。これは主に、現金及び預金が76,198千円、売掛金が11,132千円増加したことによるものであります。

固定資産は前事業年度末と比較して758千円増加し、22,178千円となりました。これは主に、敷金が1,128千円減少したものの、工具、器具及び備品が1,953千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末と比較して93,768千円増加し、392,369千円となりました。

（負債）

流動負債は前事業年度末と比較して66,760千円増加し、181,672千円となりました。これは主に、未払金が15,554千円、未払法人税等が5,849千円、未払費用が5,535千円、前受金が19,877千円増加したことによるものであります。

固定負債は前事業年度末と比較して13,024千円減少し、32,202千円となりました。これは主に、社債が7,000千円、長期借入金が4,008千円、固定負債のその他に含まれる長期前受金が4,356千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末と比較して53,736千円増加し、213,875千円となりました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末と比較し40,031千円増加し、178,494千円となりました。これは主に、当期純利益の計上等により繰越利益剰余金が35,657千円増加したことによるものであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済・社会活動が制限され、個人消費や輸出の急速な減少や、設備投資が弱含みとなるなど、急速な景気減速がみられ厳しい状況にあります。2020年5月の緊急事態宣言解除後には各種施策の効果により経済活動が段階的に再開され持ち直しの兆しを見せていたものの、同年12月以降は再び同感染症感染者数の急増により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の属する情報サービス業界は、企業のIT関連投資について全般的に鈍っているものの、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク関連需要が増加し、また自治体のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や非接触化への取り組みを加速させるための投資が見込まれており、当社もこの流れに乗って多くの企業・自治体の商談を獲得できるよう、営業・開発の両面で成果を上げる努力を続けております。

このような状況のもと、当社では全社テレワーク化を引き続き推進し、本社スペースを縮小するなど固定費を圧縮しつつ、オンラインによる営業やセミナー開催を積極的に行い、企業・自治体に既存サービスの商談を行うだけでなく、顧客のニーズを明確化し、それに対して最適なサービス開発を行ってまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は583,658千円（前年同期比22.8%増）、営業利益は49,915千円（同55.1%増）、経常利益は50,036千円（同58.6%増）、当期純利益は35,306千円（同55.3%増）となりました。

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

（IP Geolocation事業）

インターネット広告プラットフォーム運営サービスである「どどこad」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により低調となったものの、IPアドレスに様々な情報を紐づけしたデータベースの利用サービスである「SURFPOINT™」は、新たに複数の金融機関を顧客として獲得したほか、翌期からサービス利用が開始される警察庁の案件も獲得できました。また「SURFPOINT™」のサービスをウェブ上で利用できる「どどこJP」では、大口利用顧客の獲得により月次売上高が順調に増加し、「らくらくログ解析」や「IPひろば」も堅調に推移いたしました。「web制作・各種受託開発」では、複数の自治体からの案件を獲得し、スタンプラリーのサービスをリリースすることができ、売上高を大きく増加させることができました。

その結果、当事業年度における同事業の売上高は553,569千円（前年同期比20.4%増）、セグメント利益は26,593千円（同28.1%増）となりました。

(IPアドレス移転事業)

大口案件を含む複数の案件仲介を成約させ、計画値を大きく上回る仲介手数料を獲得することができ、当事業年度における同事業の売上高は30,089千円（前年同期比96.2%増）、セグメント利益は23,322千円（同104.4%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ76,197千円増加し、272,306千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、88,497千円の収入となりました（前年同期は63,265千円の収入）。これは主に、税引前当期純利益50,036千円に対し、前受金が15,521千円、未払金が15,554千円増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、5,291千円の支出となりました（前年同期は3,175千円の支出）。これは主に、無形固定資産の取得による支出3,253千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、7,008千円の支出となりました（前年同期は11,008千円の支出）。これは主に、長期借入金の返済による支出4,008千円及び社債の償還による支出7,000千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の事業は、サービスの提供にあたり、製品の生産を行っていないため、記載しておりません。

b. 受注実績

当社の提供する主要サービスは、顧客の申込み又は契約締結から売上計上までの期間が短期間であるため記載しておりません。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)		
	金額(千円)	構成比(%)	前年比(%)
IP Geolocation事業	553,569	94.8	120.4
IPアドレス移転事業	30,089	5.2	196.2
合計	583,658	100.0	122.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引は発生しておりません。

3. 当社では相手先別の販売実績において総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先は存在しないため、主要な相手先の販売実績の記載は省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、当事業年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づいて、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

a. 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ108,512千円増加し、583,658千円となりました。セグメント別の内訳としては、IP Geolocation事業が553,569千円(前年同期比20.4%増)、IPアドレス移転事業が30,089千円(前年同期比96.2%増)となっております。IP Geolocation事業においては、インターネット広告プラットフォーム運営サービスである「どこどこad」が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で低調な推移であったものの、「SURFPOINT™」及び「どこどこJP」が好調であったこと、また、静岡県を始めとする複数の自治体からweb制作案件を獲得ができたことが売上高の増加に寄与しております。IPアドレス移転事業においては、複数の仲介を手掛けることができ、売上高が期初に策定した通期予算額を大幅に超過いたしました。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、開発要員及びweb制作要員の増加、自治体案件の複数受注に伴う外注費の増加、IPアドレス移転に関する紹介手数料の発生等により194,431千円となりました。

この結果、当事業年度の売上総利益は、前事業年度に比べ71,060千円増加し、389,226千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、2020年12月11日の東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへの上場に伴う上場関連手数料の発生、全社によるテレワークの開始に伴う通勤手当や旅費交通費等の減少、三島本社オフィスの縮小による地代家賃の減少等があり、339,310千円となりました。

この結果、当事業年度の営業利益は、前事業年度に比べ17,742千円増加し、49,915千円となりました。

d. 営業外収益、営業外費用、経常利益

当事業年度の営業外収益は2,674千円となり、これは主に子育て支援に関連する助成金収入の計上によるものであります。また、営業外費用は2,553千円となり、これは主に三島本社オフィスの縮小に係る原状回復費用の発生によるものであります。

この結果、当事業年度の経常利益は、前事業年度に比べ18,480千円増加し、50,036千円となりました。

e. 当期純利益

以上の結果、当事業年度の法人税、住民税及び事業税は15,389千円となり、また、法人税等調整額は660千円となり、当期純利益は、前事業年度に比べ12,575千円増加し、35,306千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に含めて記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社は、資金の源泉と流動性を安定的に確保することを基本方針としております。現状、新規拠点の設置やソフトウェア開発は、内部留保の資金によって賄っており、資金の源泉は営業活動によるキャッシュ・フロー及び過年度の財務活動によるキャッシュ・フローによるものであります。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、目標とする経営指標として売上高と、安定的に推移する当社の主力事業でありますIP Geolocation事業の売上高及び同事業の売上高成長率を掲げています。当事業年度の売上高は583,658千円となり、前事業年度末に比べて108,512千円増加しました。IP Geolocation事業の売上高は553,569千円となり、同事業の売上高成長率は20.4%となりました。売上高の増加は主にIP Geolocation事業の売上高の増加によります。IP Geolocation事業の売上高と同事業の売上高成長率の上昇は、「どこどこad」の売上高が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ反面、それ以外のサービスは堅調に推移し、「web制作・各種受託開発」で多くの案件を受注して売上高を伸ばしたことによります。今後もこの3つの指標を目標として経営を行うことにより、企業の成長性及び効率性の確保を図ります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績は、取引先のニーズ、当社データベースへの情報の集積状況、人材の確保、競合先等、様々な要因による影響を受ける可能性があります。このため、当社事業を取り巻く環境に注視し、営業努力及び開発・運用の体制強化、内部統制システムの強化等によりこれらのリスク要因に対応していきます。

経営者の問題意識と今後の方針について

今後の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えず、当面先行き不透明な状況で推移するものと予想されます。

当社を取り巻く環境は、より効果的なマーケティングの手法を求めたり、自社サイトへの不正なアクセスをいかに検知し、それらに対応するかを考えたり、コンテンツ等の配信を正しく安全に行うためのツールを欲したりといった法人各社の様々なニーズがますます高まる一方で、それらに対応できる多様なサービスが生まれており、競争は激しさを増してきております。こうした中で、当社としましては、中期計画（2021年6月期からの3事業年度）の損益計画にも盛り込んでありますが、IPアドレス移転事業については大口商談が成約すれば収益への貢献度が高いものの、競争が激化していることもあり、収益の多寡と予算の精度において見通しが十分にたてづらく、毎期10百万円程度で推移するものとしています。

IP Geolocation事業では、過去の推移から、「SURFPPOINT™」、「らくらくログ解析」、「IPひろば」については、毎期一定の金額で推移するものとしています。

「どこどこJP」、「どこどこad」、「web制作・各種受託開発」については、従来同一の顧客に異なるサービスの営業をしておらず、効果的に顧客単価を上げる試みがなされませんでした。これを改め、顧客のニーズに合わせて複数のサービスを提案し、適宜当社でウェブサイトの改修等を請け負うことも提案することで、成約率を高め、顧客単価を引き上げていきます。また、自治体に数多く接触し、DX対応や域内経済・観光促進に係る提案等を積極的に行い、「web制作・各種受託開発」の収益を増大させる営業を行ってまいります。

これら営業活動を効果的に行っていくために、今後も引き続き優秀な営業担当者や電話による営業活動を行う人員の採用を続け、人員数の緩やかな拡大を続けつつ、教育・研修にも力を入れて、質の向上にも注力していきます。

開発に係る業務では、当事業年度に特許を1つ取得しておりますが、今後も年間1つ乃至2つ程度の特許を取得できるよう、新規の開発を進め、あわせて既存の開発成果の見直しを行い、また、取得した特許を活用した新規事業開発を加速させ、将来の収益の柱を構築する努力を継続して行っていきます。また、競合先に対抗するために、データベースの更新と更なる情報の集積を行い、他社の追随を許さないレベルを維持し続けていきます。

さらに、新しいインターネットの通信方法に関する規格であるIPv6に対する対応のため外部の研究学会等に積極的に参画し、データベースのIPv6対応を進めていきます。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいたインターネット関連アプリケーションの開発を行っており、また、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、データベース及びアプリケーションの改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術開発部の業務の一環として行っており、その主体を担っております。

当事業年度の研究開発費の総額は1,365千円であり、全てIP Geolocation事業におけるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資総額は5,751千円であり、その主なものは、IP Geolocation事業におけるソフトウェアの開発に係る投資3,042千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に営業部、技術開発部、管理部からなる本社の他、営業部の一部分として大阪営業所、福岡営業所、那覇コンタクトセンターを設けております。

主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation事業 IPアドレス移転事業	内装工事・OA機器・ソフトウェア等	766	2,155	10,279	366	13,568	33(5)
那覇コンタクト センター (沖縄県那覇市)	IP Geolocation事業	内装工事・OA機器・ソフトウェア等	-	113	-	-	113	2(5)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 建物は、パーティション等の建物附属設備であります。

3. ソフトウェアは開発中のものをソフトウェア仮勘定として含んでおります。

上記のほか、主な賃借設備として、以下のものがあります。

2021年6月30日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容(面積)	従業員数(人)	年間賃借料(千円)
本社 (静岡県三島市)	営業部・技術開発部・管理部	建物(175.6㎡)	33(5)	7,666
大阪営業所 (大阪市西区)	営業部大阪営業所	建物(34.2㎡)	1(-)	709
福岡営業所 (福岡市博多区)	営業部福岡営業所	建物(8.9㎡)	1(-)	831
那覇コンタクト センター (沖縄県那覇市)	営業部那覇コンタクトセンター	建物(7.7㎡)	2(5)	1,848

(注) 本社は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う全社員の在宅勤務の継続により2020年11月に賃貸面積を縮小しております。また、那覇コンタクトセンターは、同理由により2020年12月に現在地に移転をしております。それぞれの事業所の年間賃借料は移転前と移転後の合計となります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、投資効率、当社業績への貢献度合い等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation 事業	ソフトウェア	20,000	-	増資 資金	2021年 10月	2022年 6月	(注) 2 .
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation 事業	ソフトウェア	10,000	-	増資 資金	2022年 4月	2022年 6月	(注) 2 .
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation 事業	ソフトウェア	20,000	-	増資 資金	2022年 10月	2023年 6月	(注) 2 .
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation 事業	ソフトウェア	10,000	-	増資 資金	2023年 1月	2023年 6月	(注) 2 .

(注) 1 . 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 . 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,304,000
計	2,304,000

(注) 2020年9月9日開催の取締役会決議及び2020年11月2日開催の臨時株主総会決議により、株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は2,288,000株増加し、2,304,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年9月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	596,000	696,000	福岡証券取引所 (Q-Board)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であり、単元株式 数は100株であります。
計	596,000	696,000	-	-

- (注) 1. 当社株式は2020年12月11日に東京証券取引所TOKYO Pro Marketに上場いたしましたが、2021年9月12日に同市場の上場廃止をし、2021年9月13日に福岡証券取引所Q-Boardに上場いたしました。
2. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株を200株に分割しております。これにより発行済株式数は573,120株増加し、576,000株となっております。
3. 2020年11月2日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 2021年3月15日に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行数が20,000株増加しております。
5. 2021年9月10日を払込期日とする公募増資により、発行済株式総数が100,000株増加しております。
6. 提出日現在の発行数には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2013年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 11(注)4.
新株予約権の数(個)	54(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,800(注)1.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2.3.
新株予約権の行使期間	自 2015年10月1日 至 2022年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)3.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。 新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年8月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員3名となっております。

5. 組織再編に際して定める契約書又は契約書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を継承する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、若しくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、未行使の新株予約権について無償で取得することができる。

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 4(注)4.
新株予約権の数(個)	175(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,000(注)1.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2.3.
新株予約権の行使期間	自 2018年10月1日 至 2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)3.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。 新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に、行使することができる。 新株予約権者は、権利行使時において当社が株式市場に上場した場合に、行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年8月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員3名となっております。
5. 組織再編に際して定める契約書又は契約書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を継承する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
6. 新株予約権の取得事由
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、若しくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、未行使の新株予約権について無償で取得することができる。

決議年月日	2017年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 9(注)4.
新株予約権の数(個)	71(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,200(注)1.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2.3.
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2026年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)3.
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。 新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に、行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年8月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員4名となっております。

5. 組織再編に際して定める契約書又は契約書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を継承する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、若しくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、未行使の新株予約権について無償で取得することができる。

決議年月日	2021年4月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 6
新株予約権の数(個)	290(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	525(注)2.
新株予約権の行使期間	自 2023年5月1日 至 2031年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 525 資本組入額 263
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位であることを要する。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。</p> <p>新株予約権の割当日以降、いずれかの日において、当社の時価総額(その時点における当社の普通株式が上場する証券取引所運営市場における当社の普通株式1株当たりの終値に、当社の発行済株式総数(当社が保有する自己株式を除く。)を乗じて算出する。)が金4億円を超過すること。</p> <p>新株予約権の割当日以降、当社の通年における一の事業年度にかかる経常利益が金35百万円を超過し、その計算書類が当社の定時株主総会で承認されること。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年8月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、1円未満の端数が生じた場合においては当該1円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会決議により当該調整を行うべき正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2023年5月1日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2031年4月30日までとする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の定めに従い増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は取締役の過半数の一致により承認された場合）は、当社は無償でその時点において新株予約権者の保有する新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄もしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償でその時点において新株予約権者の保有する新株予約権の全部を取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年6月27日 (注)1.	-	2,880	750	100,000	750	91,500
2020年10月6日 (注)2.	573,120	576,000	-	100,000	-	91,500
2021年3月15日 (注)3.	20,000	596,000	2,000	102,000	2,000	93,500

(注)1. 2017年5月24日開催の臨時株主総会決議により、資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、会社法第447条1項に基づき、資本金の額を減少し、その全額を資本準備金に振替えております。(減資割合0.7%)

2. 株式分割(1:200)によるものです。

3. 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 決算日後、2021年9月10日を払込期日とする公募増資による新株式100,000株(発行価格2,240円、引受価額2,060.80円、資本組入額1,030.40円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ103,040千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	5	-	-	27	32	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	2,710	-	-	3,249	5,959	100
所有株式数の割 合(%)	-	-	-	45.5	-	-	54.5	100	-

(6)【大株主の状況】

2021年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
小川 武重	横浜市青葉区	174	29.19
株式会社エレファント	静岡県沼津市下香貫林の下1907-1	162	27.18
株式会社キャピタルバンク	横浜市青葉区美しが丘3丁目17番5号	88	14.77
山本 敬介	静岡県沼津市	66	11.21
Geolocation Technology従業員持株 会	静岡県三島市一番町18-22 アーサー ファーストビル4階	13	2.35
遠藤 寿彦	静岡県沼津市	12	2.01
福井 隆一	神奈川県鎌倉市	10	1.68
株式会社MASA	横浜市青葉区美しが丘西2丁目8番地15	10	1.68
株式会社NORIKO	横浜市青葉区美しが丘西2丁目8番地15	10	1.68
新井 穰	静岡県沼津市	10	1.68
星 久	東京都杉並区	10	1.68
計	-	566	95.10

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 595,900	5,959	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	-	-
発行済株式総数	596,000	-	-
総株主の議決権	-	5,959	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、本書提出日現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するために財務体質を強化し、事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく基本的な方針であります。本書提出日現在において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。内部留保資金の用途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

なお、剰余金の配当については期末配当の年1回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また当社は、「取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として、中間配当をすることができる」旨を定款に定めており、中間配当の決定機関は取締役会となっております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、2021年9月29日開催の第22回定時株主総会の承認をもって、会計監査人設置会社へと移行いたしました。

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めるとともに、法令・社会規範・倫理を遵守した健全経営を確立・維持しながら企業価値の最大化を図ることが、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を確保し、永続的に繁栄する企業に発展していくうえで、極めて重要であると考えております。

そのために当社では、取締役会の充実、監査役会機能の一層の強化を進め、コーポレート・ガバナンスの重要性を経営陣のみならず、全使用人が認識し、実践することに努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

(取締役会)

毎月1回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項、経営に関する重要な事項の審議及び決定や各事業の進捗状況及び業務執行状況を検討、確認しております。また、重要な議案が生じたときに必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。

(監査役会)

当社は、監査役会設置会社であり、毎月1回定期的に、必要があれば臨時で監査役会を開催しております。また、各監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見の陳述を行うとともに、取締役の職務遂行に対し厳正なる監査を行っております。

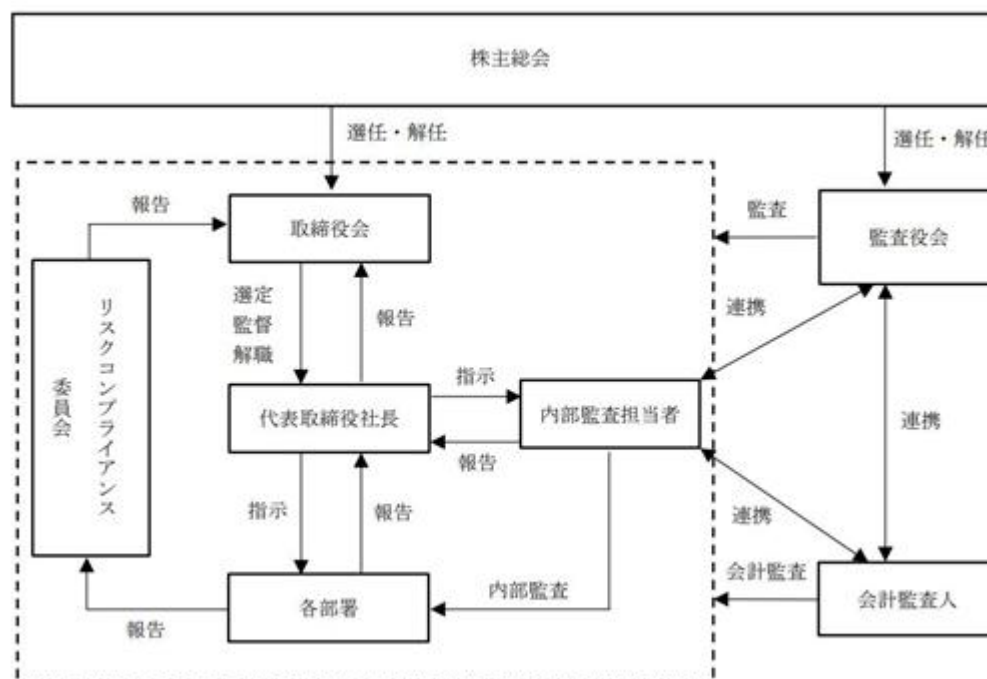
(内部監査)

当社には内部監査を行う独立の部署はありませんが、代表取締役社長が営業部から1名、管理部から2名を内部監査担当者として任命しております。内部監査担当者は自らが属しない部署の業務監査を実施し、相互に牽制する体制を整えております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役会及び会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(リスクコンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンス規程に基づきリスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、四半期ごとの定期的なモニタリングを行い、コンプライアンス体制の整備及び見直しを行っております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりとなります：



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社では、取締役5名中1名を社外取締役、監査役3名中3名を社外監査役とし、社外取締役・社外監査役はいずれも経営の専門家、税理士、公認会計士、弁護士といった人物を招聘することで、経営の合理化と効率化、法令遵守、少数株主の保護、取締役会での高度な議論・提言による活性化を図っております。また、社内の重要会議の充実、監査役会・内部監査・会計監査人の連携確保を実現すべく、現在の体制を選択しているものであります。

c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、次のとおり定めております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、役職員に周知徹底させる。
- () リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
- () 役職員の職務の執行の適正性を確保するため、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき適法性ならびに有効性及び効率性の観点から内部監査を実施する。

2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

- () 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書その他の重要な情報については「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」に従い、文書又は電子文書に記録し、定められた期間適切に保存及び管理を行う。
- () 取締役、監査役その他関係者は、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- () リスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備及び見直しを行う。
- () リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見及び未然防止を図り、緊急事態発生時の対応を定める。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 取締役の職務の執行を効率的に行うために、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- () 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- () 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人員を設置する。
- () 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
- () 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けない。
- () 当該使用人は、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に関する職務を優先する。

6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- () 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
- () 「内部通報規程」を定め、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- () 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、必要な書類の閲覧を行うことができる。

- 7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- () 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - () 監査役が独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- () 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開いて意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - () 監査役は、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、連携を保ちながら調査及び報告を求める。
- 9) 反社会的勢力排除のための体制
- () 反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
 - () 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先(警察署、顧問弁護士等)と協議し、組織的に対応する。
 - () 「反社会的勢力対策規程」を定め、役職員の平素からの対応及び事案発生時の組織対応を明文化し、役職員に周知徹底して反社会的勢力に関する意識の浸透を図る。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

代表取締役社長を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関して協議を行い、具体的な対応を検討しております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社に子会社は存在せず、該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を一部の取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

本書提出日現在、当社は社外取締役高橋邦美及び社外監査役茂田井純一ならびに社外監査役小川基幸との間で責任限定契約を締結しております。

取締役及び監査役の数

当社の取締役は12名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる特別決議要件は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山本 敬介	1974年2月12日生	1992年4月 陸上自衛隊入隊 1996年3月 同隊任期満了 1996年4月 有限会社クリエイト(現 静岡インターネット株式会社)入社 2000年2月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2016年12月 株式会社エレファント代表取締役就任(現任) 2019年6月 NPO法人ふじのくに情報ネットワーク機構理事就任(現任)	(注)3	228,800
取締役 営業部長	遠藤 寿彦	1962年2月17日生	1996年9月 静岡インターネット株式会社取締役就任 2000年2月 当社取締役就任 2018年4月 取締役営業部長 2019年7月 取締役事業開発部長 2021年1月 取締役営業部長(現任)	(注)3	12,000
取締役 管理部長	福井 隆一	1965年1月17日生	1989年4月 日本アセアン投資株式会社(現 日本アジア投資株式会社)入社 1997年3月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社 1998年9月 日本アジア投資株式会社入社 2004年11月 ドイツテレコム株式会社入社 2010年12月 株式会社リアル・フリース(現 amadana株式会社)取締役CFO就任 2015年2月 株式会社シグリード入社 2015年7月 株式会社サンケイビルウェルケア入社 2016年10月 当社取締役就任 管理部長(現任)	(注)3	10,000
取締役 技術開発部長	但野 正行	1963年4月20日生	1988年4月 東電ソフトウェア株式会社(現 株式会社テブコシステムズ)入社 1989年4月 学校法人駿河台学園駿台電子専門学校(現 学校法人駿河台学園駿台電子情報&ビジネス専門学校)講師 1996年4月 山梨学院大学経営情報学部経営情報学科非常勤講師 1998年4月 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ取締役就任 2009年9月 株式会社アイティフォー入社 2015年10月 株式会社鎌倉新書入社 2016年10月 株式会社夢真ホールディングス入社 株式会社夢エデュケーション取締役就任 2018年1月 当社入社 事業部部長 2018年4月 技術開発部長 2018年10月 取締役就任 技術開発部長(現任)	(注)3	-
取締役	高橋 邦美	1948年6月1日生	1974年4月 日本信販株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)入社 1992年1月 株式会社三貴入社 1994年4月 日本建設株式会社入社 1996年1月 株式会社日商インターライフ入社 1996年5月 同社取締役社長室長就任 1998年5月 同社常務取締役営業本部長兼社長室長就任 1999年6月 日栄インテック株式会社取締役就任 2001年3月 株式会社エヌ・アイ・エス設立 代表取締役 就任(現任) 2007年5月 株式会社エフエルシー監査役就任(現任) 2014年4月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス監査役就任(現任) 2016年4月 当社取締役就任(現任) 2018年11月 小田原紙器工業株式会社取締役就任(現任)	(注)3	2,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	吉原 明雄	1961年10月12日生	1983年4月 有限会社武藤産業入社 1985年8月 ダイオオフィスシステム株式会社入社 1990年4月 千代田情報機器株式会社(現 株式会社アイティフォー)入社 2011年2月 税理士登録 2012年11月 株式会社白鳩監査役就任 2014年9月 株式会社アイ・シー・アール監査役就任 2016年4月 当社監査役就任(現任)	(注)4	2,000
監査役	茂田井 純一	1974年3月19日生	1996年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 1998年4月 公認会計士登録 2005年9月 クリフィックス税理士法人入所 2006年3月 税理士登録 2006年6月 株式会社スタートトゥデイ(現 株式会社ZOZO)監査役就任(現任) 2008年12月 株式会社アカウンティング・アシスト設立 代表取締役就任(現任) 2009年9月 株式会社ECナビ(現 株式会社CARTA HOLDINGS)監査役就任(現任) 2015年3月 株式会社ビジョン監査役就任(現任) 2016年4月 当社監査役就任(現任) 2017年3月 Find Japan株式会社監査役就任(現任) 2017年12月 株式会社音楽館監査役就任(現任) 2018年9月 フィーチャ株式会社取締役就任(現任) 2018年11月 株式会社スポカレ監査役就任(現任) 2020年3月 株式会社レックスアドバイザーズ監査役就任(現任) 2020年6月 株式会社JUNTENBIO監査役就任(現任) 2021年1月 MIRAI-LABO株式会社取締役監査等委員(現任)	(注)4	2,000
監査役	小川 基幸	1964年8月21日生	1988年4月 住友商事株式会社入社 2002年12月 弁護士登録 影山法律特許事務所入所 2011年12月 小川基幸法律事務所開設 代表就任(現任) 2020年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計					256,800

(注)1. 取締役 高橋邦美は、社外取締役であります。

2. 監査役 吉原明雄及び茂田井純一ならびに小川基幸は、社外監査役であります。

3. 2020年11月2日開催の臨時株主総会の終結の時から2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2020年11月2日開催の臨時株主総会の終結の時から2024年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社では、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを社外役員の独立性の基準としております。また、社外役員の選任につきましては、会社法上の要件に加え、証券取引所の独立役員の規定を参考にしております。

本書提出日現在において、当社は社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

吉原明雄は、税理士として財務及び会計に精通しており、その経験と知見から、当社の社外監査役として適任と判断し選任しております。同氏は、当社株式を2,000株保有しておりますが、資本的關係は軽微であり、その他、当社との間で人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

高橋邦美は、他社役員としての経験を通じ経営に対する見識が高く、当社業務執行全般にわたり助言をいただけるものと判断し社外取締役に選任をしております。同氏は、当社株式を2,000株保有しておりますが、資本的關係は軽微であり、その他、当社との間で人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

茂田井純一は、公認会計士として、また、数多くのベンチャー企業や上場企業の監査役を務めており、その経験と知見から、当社の社外監査役として適任と判断し選任しております。同氏は、当社株式を2,000株保有しておりますが、資本的關係は軽微であり、その他、当社との間で人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

小川基幸は、弁護士として培ってきた知識や経験ならびに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任をしております。なお、当社との間で人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は、本書提出日現在、当社株式は保有していません。

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外役員の選任に際しては、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、客観的及び中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮したうえで、一般株主と利益相反の生じる恐れのない者を選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社の社外取締役及び社外監査役は全員、常勤役員で構成し原則毎週1回開催される常勤役員会（幹部会*）の議事録を当該会議開催後速やかに閲覧しており、適宜質問や詳細な説明を求め、議事内容に意見を具申することで、常勤役員の会社経営を監督しております。

当社監査役会は全員が社外監査役であり、監査役会は会計監査人より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

監査役会は、内部監査担当者より、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

また、監査役会は、定期的に会計監査人及び内部監査担当者を招聘して三様監査連絡会を開催しており、それぞれの監査計画と職務の遂行状況及びその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施して連携を図っており、内部統制部門との関係については、内部監査担当者より期中において内部統制の進捗が監査役会へ報告されるとともに、内部統制に関する質疑応答・助言を監査役会において適宜行い、連携強化に努めております。

*（注）常勤役員会（幹部会）は、常勤役員のスケジュール確認や各部署で起こったイベントや商談について情報を相互に開示する目的で開催される打ち合わせであり、取締役会とは異なり、それ自身が決裁機能を有する会議体ではありません。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名から成る監査役会を組織しております。なお、常勤監査役吉原明雄は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役茂田井純一は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。さらに、監査役小川基幸は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査にあたっては、議事録、稟議書等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、適宜会計監査への立会い、取締役会への出席を行っております。また、期末監査終了後は、会計監査人との意見交換を行い、監査報告書を作成して代表取締役社長に提出し、定時株主総会の席上で監査報告を行います。

当事業年度において当社は監査役会を16回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
社外監査役(常勤)	吉原 明雄	全16回中16回(100%)
社外監査役	茂田井 純一	全16回中16回(100%)
社外監査役	小川 基幸	全12回中12回(100%)

監査役会における主な検討事項として、監査方針、監査計画の策定、監査法人の評価や報酬等の同意、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況、取締役の職務執行の法令及び定款への遵守状況等について検討を行っております。

監査役監査の手順としては、以下の順序に基づき行われます。

(1) 監査活動計画の立案

- ・前事業年度の監査実績及び繰り越し案件等を勘案して、常勤監査役が監査活動計画案を策定します。
- ・定時株主総会終了後に開催する監査役会で監査活動計画案について協議・修正・承認し、監査活動計画が確定します。

(2) 監査の実施

- ・監査活動計画に沿って、監査実施の3日前までに被監査部署等に文書又は口頭で予告し、監査を実施します。
- ・目的によっては予告せずに監査に着手する場合があります。

(3) 報告等

- ・監査結果について、定例監査役会において報告し、協議します。
- ・取締役に対して早急に勧告あるいは指摘が必要と認められる事実については遅滞なく改善等を行って、是正、改善を求めます。

内部監査の状況

当社の内部監査業務は、当社における業務の遂行状況を、公正かつ客観的な立場で合法性と合理性の観点から検討、評価し、内部統制の有効性を高めていくことを基本方針としております。

当社における内部監査は、当社従業員が少ないため、内部監査専任部署は設けずに、営業部主任1名及び管理部課長1名ならびに管理部担当者1名の計3名が兼務しております。

内部監査の手続としては、以下の順序に基づき行われます。

(1) 監査計画の立案

- ・内部監査担当者が、毎事業年度期初に当該事業年度の年度監査計画書を作成し、代表取締役社長の承認を得ます。

(2) 内部監査の実施

- ・内部監査担当者より、被監査部門の責任者に対して監査実施予定日の5営業日前までに監査内容について書面で通知します。

(3) 監査報告書の作成・提出

- ・監査終了後、内部監査担当者は内部監査報告書を作成して代表取締役社長に提出します。
- ・内部監査担当者は、被監査部門の責任者に業務改善通知書を提出します。

(4) 改善等の実施

- ・被監査部門の責任者が、業務改善通知書の記載内容に則り、業務改善計画書を作成して内部監査担当者を経て代表取締役社長に提出します。
- ・内部監査担当者が、被監査部門の業務改善状況をチェックします。

内部監査の方法は、質問、書面監査もしくは実地監査、又はこれらの併用により行われます。

内部監査担当者は、適宜、監査役と相互の連携のもと情報交換を行っており、内部監査担当者・監査役・監査法人による三様監査についても適宜実施し、内部監査の実施方法や監査内容について助言を求め、必要な場合には監査内容等の変更を行っております。

当社では、内部監査担当者であります3名全員が内部統制の担当者となっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

3年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

鳴原 泰貴

嶋田 聖

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人を選定する際には、当該法人の監査実績、監査体制、独立性及び専門性、ならびに監査報酬の妥当性を総合的に勘案した上で選定する方針としております。

当社が有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、前述の事項を審議した結果、会計監査人として独立性及び専門性を有しており、当社の監査品質の確保が可能であると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対する評価を行っております。評価については、直近の監査チームの体制、監査計画の妥当性、監査結果等を総合的に勘案し、評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
11,400	-	21,000	4,700

当社における当事業年度の非監査業務の内容は、福岡証券取引所Q-Board市場上場に係るコンフォートレター作成業務及び新収益認識基準の対応に係るコンサルティング業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイト トーマツ グループ)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	2,220	-	2,220

当社における非監査業務の内容は、デロイト トーマツ税理士法人に対する税務相談及び税務関連の各種報告書作成相談となっております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、会計監査人からの見積提案をもとに、当社の事業規模及び業務の特性、監査日数及び監査従事者の構成等を総合的に勘案して検討し、決定しております。

e. 監査役会が監査法人の報酬等に同意した理由

当社は、当事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社ではないため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員規程」により定めております。具体的には、取締役と監査役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬を含めた年間の役員報酬等は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額（年額）は、取締役は2018年9月28日開催の定時株主総会で250,000千円（決議時点の取締役の員数5名）、監査役は2018年9月28日開催の定時株主総会で80,000千円（決議時点の監査役の員数3名）と決議しております。

取締役の報酬等は、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案し、2021年9月29日開催の取締役会の授權決定を受け代表取締役社長が決定しております。

また、監査役の報酬等は常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役会にて決定しております。

2021年6月期における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のようにしております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	52,140	52,140	-	-	4
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	2,400	2,400	-	-	1
社外監査役	12,360	12,360	-	-	3

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応ができるよう体制整備に努めているほか、会計専門誌の定期購読及び監査法人等主催の各種セミナーに参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	221,122	297,320
売掛金	39,529	50,662
仕掛品	994	6,195
貯蔵品	53	127
前払費用	14,829	15,377
その他	790	607
貸倒引当金	140	100
流動資産合計	277,179	370,190
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	482	766
工具、器具及び備品(純額)	316	2,269
有形固定資産合計	1,798	13,035
無形固定資産		
ソフトウェア	10,879	10,069
その他	421	576
無形固定資産合計	11,301	10,646
投資その他の資産		
敷金	2,457	1,328
長期前払費用	485	130
繰延税金資産	6,377	7,037
投資その他の資産合計	9,320	8,496
固定資産合計	21,420	22,178
資産合計	298,600	392,369

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,849	4,035
1年内償還予定の社債	7,000	7,000
1年内返済予定の長期借入金	4,008	4,008
未払金	10,064	25,619
未払法人税等	8,762	14,611
未払費用	28,134	33,669
前受金	39,388	59,266
その他	15,704	33,461
流動負債合計	114,911	181,672
固定負債		
社債	22,000	15,000
長期借入金	13,300	9,292
その他	9,926	7,910
固定負債合計	45,226	32,202
負債合計	160,138	213,875
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	102,000
資本剰余金		
資本準備金	91,500	93,500
資本剰余金合計	91,500	93,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,401	1,051
繰越利益剰余金	54,439	18,782
利益剰余金合計	53,037	17,730
株主資本合計	138,462	177,769
新株予約権	-	725
純資産合計	138,462	178,494
負債純資産合計	298,600	392,369

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	475,145	583,658
売上原価	156,979	194,431
売上総利益	318,165	389,226
販売費及び一般管理費		
役員報酬	64,200	66,900
給料及び手当	86,798	92,572
退職給付費用	1,375	1,440
支払報酬	26,213	55,409
減価償却費	3,484	3,011
貸倒引当金繰入額	136	40
その他	1,103,785	1,120,017
販売費及び一般管理費合計	285,992	339,310
営業利益	32,172	49,915
営業外収益		
受取利息	3	2
助成金収入	201	1,923
資産除去債務履行差額	-	504
その他	165	243
営業外収益合計	370	2,674
営業外費用		
支払利息	323	252
解決金	420	-
原状回復費用	-	1,874
その他	243	426
営業外費用合計	986	2,553
経常利益	31,556	50,036
税引前当期純利益	31,556	50,036
法人税、住民税及び事業税	10,067	15,389
法人税等調整額	1,242	660
法人税等合計	8,825	14,729
当期純利益	22,730	35,306

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	40,683	25.5	41,140	19.9
労務費		70,268	44.0	88,046	42.7
経費		48,591	30.5	77,216	37.4
当期総製造費用		159,543	100.0	206,402	100.0
期首仕掛品たな卸高	2	716		994	
期末仕掛品たな卸高		994		6,195	
他勘定振替高		2,284		6,770	
売上原価		156,979		194,431	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
データセンター費(千円)	30,851	37,557
外注費(千円)	8,855	24,394
消耗品費(千円)	1,184	6,553

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
人件費(千円)	2,225	6,527
広告費(千円)	1	239
販売促進費(千円)	57	3
合計(千円)	2,284	6,770

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,000	91,500	91,500	1,752	77,520	75,768	115,731	-	115,731
当期変動額									
新株の発行（新株予約 権の行使）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別償却準備金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	350	350	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	22,730	22,730	22,730	-	22,730
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	350	23,081	22,730	22,730	-	22,730
当期末残高	100,000	91,500	91,500	1,401	54,439	53,037	138,462	-	138,462

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,000	91,500	91,500	1,401	54,439	53,037	138,462	-	138,462
当期変動額									
新株の発行（新株予約 権の行使）	2,000	2,000	2,000	-	-	-	4,000	-	4,000
特別償却準備金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	350	350	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	35,306	35,306	35,306	-	35,306
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	725	725
当期変動額合計	2,000	2,000	2,000	350	35,657	35,306	39,306	725	40,031
当期末残高	102,000	93,500	93,500	1,051	18,782	17,730	177,769	725	178,494

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	31,556	50,036
減価償却費	4,760	4,604
貸倒引当金の増減額(は減少)	136	40
原状回復費用	-	1,874
受取利息	3	2
支払利息	323	252
解決金	420	-
助成金収入	201	1,923
資産除去債務履行差額	-	504
売上債権の増減額(は増加)	512	11,132
たな卸資産の増減額(は増加)	-	5,200
前払費用の増減額(は増加)	6,431	192
仕入債務の増減額(は減少)	617	2,185
未払金の増減額(は減少)	6,253	15,554
未払消費税等の増減額(は減少)	10,507	839
前受金の増減額(は減少)	14,089	15,521
その他	5,083	25,861
小計	65,719	97,734
利息の受取額	1	1
助成金の受取額	201	1,923
講演謝金の受取額	127	-
資産除去債務履行差額	-	504
利息の支払額	323	252
原状回復費用の支払額	-	1,874
解決金の支払額	420	-
法人税等の支払額	2,041	9,540
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,265	88,497
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	2,709
無形固定資産の取得による支出	3,372	3,253
敷金の差入による支出	138	1,218
敷金の回収による収入	335	1,888
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,175	5,291
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	4,008	4,008
社債の償還による支出	7,000	7,000
新株予約権の行使による収入	-	4,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,008	7,008
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	49,082	76,197
現金及び現金同等物の期首残高	147,026	196,108
現金及び現金同等物の期末残高	196,108	272,306

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年～6年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識基準に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改定され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「講演謝金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度から「営業外収益」の「その他」に含めて表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「講演謝金」127千円、「その他」37千円は、「その他」165千円として組み替えております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度から「営業外費用」の「その他」に含めて表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「支払手数料」243千円は、「その他」243千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「講演謝金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度から「その他」に含めて表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「講演謝金」127千円、「その他」5,211千円は、「その他」5,083千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当事業年度における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
減価償却累計額	9,648千円	5,074千円

(損益計算書関係)

1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
	603千円	1,365千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,880	-	-	2,880
合計	2,880	-	-	2,880

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	400	-	-	400	-
合計			400	-	-	400	-

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,880	593,120	-	596,000
合計	2,880	593,120	-	596,000

(注) 1. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株を200株に分割しております。これにより発行済株式数は573,120株増加し、576,000株となっております。

2. 2021年3月15日に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行数が20,000株増加しております。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	10,800	-	-	10,800	-
	第3回新株予約権	普通株式	55,000	-	20,000	35,000	-
	第4回新株予約権	普通株式	14,200	-	-	14,200	-
	第5回新株予約権	普通株式	-	-	-	-	725
合計			80,000	-	20,000	60,000	725

(注) 1. 第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の当事業年度増加は、2020年10月6日付の株式分割(1株につき200株)によるものであります。

2. 第3回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金勘定	221,122千円	297,320千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	25,013	25,014
現金及び現金同等物	196,108	272,306

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金及び借入ならびに社債で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

借入金及び社債は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、借入金及び社債は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次ベースで資金繰状況を管理するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、変動金利である借入金及び社債について、定期的に金利の動向を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	221,122	221,122	-
(2) 売掛金	39,529		
貸倒引当金(*1)	140		
	39,389	39,389	-
資産計	260,511	260,511	-
(1) 前受金	39,388	39,388	-
(2) 未払金	10,064	10,064	-
(3) 長期借入金(*2)	17,308	17,195	112
(4) 社債(*3)	29,000	28,973	26
負債計	95,761	95,622	139

(*1)売掛金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)長期借入金には、1年以内返済予定分を含めております。

(*3)社債には、1年以内償還予定分を含めております。

当事業年度（2021年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	297,320	297,320	-
(2) 売掛金	50,662		
貸倒引当金(*1)	100		
	50,562	50,562	-
資産計	347,882	347,882	-
(1) 前受金	59,266	59,266	-
(2) 未払金	25,619	25,619	-
(3) 長期借入金(*2)	13,300	13,204	95
(4) 社債(*3)	22,000	21,974	25
負債計	120,185	120,064	121

(*1)売掛金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)長期借入金には、1年以内返済予定分を含めております。

(*3)社債には、1年以内償還予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 前受金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)、(4) 社債(1年内償還予定の社債含む)

長期借入金及び社債については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	221,122	-	-	-
売掛金	39,529	-	-	-
合計	260,651	-	-	-

当事業年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	297,320	-	-	-
売掛金	50,662	-	-	-
合計	347,982	-	-	-

3. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	7,000	7,000	7,000	8,000	-	-
長期借入金	4,008	4,008	4,008	4,008	1,276	-
合計	11,008	11,008	11,008	12,008	1,276	-

当事業年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	7,000	7,000	8,000	-	-	-
長期借入金	4,008	4,008	4,008	1,276	-	-
合計	11,008	11,008	12,008	1,276	-	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度2,285千円、当事業年度2,455千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	-	725

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、 従業員11名	取締役4名、 従業員4名	取締役1名、 従業員9名	取締役3名、 従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 10,800株	普通株式 35,000株	普通株式 14,200株	普通株式 29,000株
付与日	2013年9月30日	2016年6月30日	2017年3月31日	2021年5月21日
権利確定条件	権利行使時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。	権利行使時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。	権利行使時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位であることを要する。 新株予約権の割当日以降、いずれかの日において、当社の時価総額(その時点における当社の普通株式が上場する証券取引所運営市場における当社の普通株式1株当たりの終値に、当社の発行済株式総数(当社が保有する自己株式を除く。)を乗じて算出する。)が金4億円を超過すること。 新株予約権の割当日以降、当社の通年における一の事業年度にかかる経常利益が金350万円を超過し、その計算書類が当社の定時株主総会で承認されること。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年10月1日 至 2022年9月30日	自 2018年10月1日 至 2025年9月30日	自 2019年4月1日 至 2026年3月30日	自 2023年5月1日 至 2031年4月30日

(注) 2020年10月6日付の株式分割(1株につき200株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	10,800	55,000	14,200	-
付与	-	-	-	29,000
失効	-	-	-	-
権利確定	-	20,000	-	-
未確定残	10,800	35,000	14,200	29,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	20,000	-	-
権利行使	-	20,000	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

(注) 2020年10月6日付の株式分割(1株につき200株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	200	200	200	525
行使時平均株価 (円)	-	500	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	262

(注) 2020年10月6日付の株式分割(1株につき200株)による分割後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第2回、第3回及び第4回新株予約権については、ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式に基づいて算定しております。

当事業年度において付与されたストック・オプション（第5回新株予約権）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第5回新株予約権
株価変動性（注）1	60.0%
残存期間（注）2	6年
予想配当（注）3	0円/株
無リスク利率（注）4	0.06%

（注）1. 算定基準日から過去の週次株価変動率から算定した週次ボラティリティを年率換算して算定しております。

2. 割当日から権利行使期間満了時までの期間であります。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（1）ストック・オプションの本源的価値の合計額 3,201千円

（2）権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額 6,000千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税・事業所税	717千円	1,512千円
未払費用	4,139	5,138
減価償却超過額	2,510	742
敷金償却否認額	1,059	710
新株予約権	-	220
その他	379	1,013
繰延税金資産小計	8,806	9,337
評価性引当額	1,710	1,816
繰延税金資産計	7,095	7,520
繰延税金負債		
特別償却準備金	718	482
繰延税金負債計	718	482
繰延税金資産の純額	6,377	7,037

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
法定実効税率 (調整)	33.9%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
評価性引当額の増減	4.9	
住民税均等割額	4.4	
所得拡大税制による税額控除	-	
軽減税率適用による影響	2.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.0	

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、本社の使用見込期間は原状回復対象資産の耐用年数である15年を、那覇コンタクトセンターの使用見込期間は、不動産賃借契約期間である5年を用いております。また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は、三島本社が156千円、那覇コンタクトセンターが781千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は三島本社が2,158千円、那覇コンタクトセンターが967千円であります。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

賃借契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、三島本社につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う全社員の在宅勤務の継続により2020年11月に賃貸面積を縮小し新たな賃借契約を締結した結果、旧賃借契約に基づいて計算をした敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額が、新賃借契約に基づく敷金の額よりも多くなったことから、資産除去債務として認められる金額の全額である2,340千円を、資産除去債務として流動負債のその他に含めて計上しております。

また、那覇コンタクトセンターにつきまして、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる額を不動産賃借契約期間である5年を用いて見積もっておりましたが、2020年12月の移転による賃借契約の解約に伴い、償却に係る合理的な期間を短縮しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、IP Geolocation事業とIPアドレス移転事業の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部取引は発生しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表計上額
	IP Geolocation 事業	IPアドレス移転 事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	459,809	15,336	475,145	-	475,145
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	459,809	15,336	475,145	-	475,145
セグメント利益	20,759	11,412	32,172	-	32,172
セグメント資産	64,186	-	64,186	234,413	298,600
その他の項目					
減価償却費	2,989	-	2,989	1,771	4,760
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,217	-	1,217	2,843	4,060

(注) セグメント資産における調整額は、全て全社資産によるものであります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表計上額
	IP Geolocation 事業	IPアドレス移転 事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	553,569	30,089	583,658	-	583,658
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	553,569	30,089	583,658	-	583,658
セグメント利益	26,593	23,322	49,915	-	49,915
セグメント資産	80,511	-	80,511	311,858	392,369
その他の項目					
減価償却費	1,517	-	1,517	3,087	4,604
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	3,042	-	3,042	2,709	5,751

(注)セグメント資産における調整額は、全て全社資産によるものであります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	240.39円	299.49円
1株当たり当期純利益	39.46円	60.67円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	56.37円

- (注) 1. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、当事業年度は、当社は2020年12月11日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2021年6月期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	22,730	35,306
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	22,730	35,306
普通株式の期中平均株式数(株)	576,000	581,917
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	44,449
うち新株予約権(数)	-	(44,449)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数400個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類 (新株予約権の数290個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(公募による新株式の発行)

当社は、2021年9月13日付で福岡証券取引所Q-Board市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2021年8月11日及び2021年8月25日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2021年9月10日に払込が完了いたしました。

募集方法	: 一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行する株式の種類及び数	: 普通株式100,000株
発行価格	: 1株につき2,240円
一般募集はこの価格にて行いました。	
引受価額	: 1株につき2,060.80円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。	
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。	
資本組入額	: 1株につき1,030.40円
引受価額の総額	: 206,080千円
資本組入額の総額	: 103,040千円
払込期日	: 2021年9月10日
資金の使途	: 社債の償還、開発資金ならびに運転資金(データ購入費、人件費、売掛金増加分)に充当する予定であります。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2021年8月11日及び2021年8月25日開催の取締役会において、次のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

募集方法	: 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
発行する株式の種類及び数	: 普通株式15,000株
割当価格	: 1株につき2,060.80円
資本組入額	: 1株につき1,030.40円
割当価格の総額	: 30,912千円
資本組入額の総額	: 15,456千円
払込期日	: 2021年10月15日
資金の使途	: 社債の償還、開発資金ならびに運転資金(データ購入費、人件費、売掛金増加分)に充当する予定であります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	482	529	123	888	2,418	121	766
工具、器具及び備品	316	2,180	110	2,385	2,655	116	2,269
有形固定資産計	798	2,709	234	3,273	5,074	238	3,035
無形固定資産							
ソフトウェア	10,879	3,042	-	13,922	21,408	3,853	10,069
その他	421	4,968	4,758	631	183	55	576
無形固定資産計	11,301	8,011	4,758	14,554	21,591	3,908	10,646

(注) 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	IP Geolocation事業におけるソフトウェアの開発	3,042千円
その他	ソフトウェア仮勘定	4,968千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社Geolocation Technology第1回無担保社債	2017年5月25日	29,000	22,000 (7,000)	(注)2 0.1	無担保	2024年5月24日
合計	-	29,000	22,000 (7,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 利率は発行日の翌日から2017年11月25日まで年0.1%、2017年11月25日の翌日以降は各利息支払期日の翌日から次回利息支払期日の各期間(各利息期間)において、各利息期間の開始直前の各利息支払期日の2銀行営業日前の東京銀行間市場における円の6カ月預金のオフアードレート(6カ月TIBOR)となっております。

3. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
7,000	7,000	8,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	4,008	4,008	1.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,300	9,292	1.5	2024年10月19日
合計	17,308	13,300	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	4,008	4,008	1,276	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	140	-	40	-	100

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	272,306
定期預金	25,014
合計	297,320

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
イチニ株式会社	3,643
株式会社マイクロアド	1,840
株式会社メディアプラットフォームラボ	1,573
株式会社インターネットイニシアティブ	1,147
遠州鉄道株式会社	1,051
その他	41,405
合計	50,662

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
39,529	667,300	656,167	50,662	92.8	24

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．仕掛品

区分	金額(千円)
web制作・各種受託開発作業	6,195
合計	6,195

二．貯蔵品

区分	金額(千円)
レターパック	93
切手	18
収入印紙	14
合計	127

流動負債

イ．買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アイピーオンウェブジャパン	1,694
Twitter, Inc.	1,001
GMOタウンWiFi株式会社	660
株式会社インティメート・マージャー	429
気象情報通信株式会社	93
株式会社日本経済新聞社	66
その他	91
合計	4,035

ロ．未払費用

区分	金額(千円)
給与	15,815
賞与	12,392
給与に係る社会保険料	2,891
賞与に係る社会保険料	1,766
雇用保険	798
その他	4
合計	33,669

ハ．前受金

相手先	金額(千円)
ヤフー株式会社	13,464
株式会社コナミデジタルエンタテインメント	3,960
PayPay銀行株式会社	3,712
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	3,388
株式会社インターネットイニシアティブ	2,598
株式会社しんきん情報システムセンター	2,376
その他	29,766
合計	59,266

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	-	453,325	583,658
税引前四半期(当期)純利益(千円)	-	-	80,018	50,036
四半期(当期)純利益(千円)	-	-	53,966	35,306
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-	93.49	60.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()(円)	-	-	76.72	32.07

(注) 当社は、2021年9月13日付で福岡証券取引所Q-Boardに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	(注)1
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新株交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.geolocation.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 当社株式は、福岡証券取引所Q-Boardに上場しており、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式であることから、該当事項はありません。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及びオーバーアロットメントによる売出し）及びその添付書類

2021年8月11日東海財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2021年8月26日及び2021年9月3日東海財務局長に提出。

2021年8月11日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2021年9月30日東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づ

く 臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月29日

株式会社Geolocation Technology

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋原 泰貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Geolocation Technologyの2020年7月1日から2021年6月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Geolocation Technologyの2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(収益計上の前提となるITシステムの信頼性)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項(セグメント情報等)における報告セグメント「IP Geolocation事業」として、売上高553,569千円(報告セグメント合計の94.8%)を計上している。当該売上高は主として、会社がIPアドレスを活用したデータベース「SURFPOINT™」を構築し、顧客に対してその運営及び利用による各種サービスの提供等を行うことで対価を得ている売上高(以下、「売上高」という。)である。</p> <p>売上高の計上プロセスは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約成立時点で、会社の業務系システムと連携するAPIキーを、顧客のウェブサイトに発行する。 ・顧客のサイト閲覧者が顧客のウェブサイトへアクセスして来た際に、顧客のウェブサイトと会社の業務系システムがデータ連携(APIキー認証)される。このデータ連携(APIキー認証)実績をリクエスト数と呼ぶ。 ・業務系システムのリクエスト数は、単価データが登録されている請求システムへ自動連携され、売上データを自動計算する。 ・請求システムから、月次で売上データをCSV出力し、会計システムに取込むことで売上高が計上される。 <p>当監査法人は、売上高の金額的重要性が高く、当該収益計上がリクエスト数というシステムに蓄積される無形のデータに基づき計上されることから、適切に計上されるためには、関連するITシステムが適切に整備・運用されることが重要であると判断したため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>左記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、監査法人内のITの専門家を参画させて、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務系システム・請求システム・会計システム等に係るIT全般統制の整備・運用状況を評価するため、ユーザーアクセス管理、システムの変更管理、システム運用管理の有効性を検討した。 ・顧客のウェブサイトと業務系システムへのデータ連携の信頼性を評価するため、その仕様の正確性を検討した上で、APIキー認証実績がリクエスト数と整合している事を確かめた。 ・業務系システムから請求システムへリクエスト数が転送される自動化された内部統制の整備・運用状況の有効性を評価するため、その仕様の正確性を検討した上で、システム間で実際に転送されたデータの正確性及び網羅性を確かめた。 ・請求システムにおいて売上高を計算する自動化された内部統制の整備・運用状況を評価するため、その仕様の正確性を検討した上で、請求システムにおける顧客ごとの単価データ及びリクエスト数を利用した売上高の再計算結果と実際の請求システムの売上高との整合性を確かめた。 ・請求システムからCSV出力される売上高の信頼性を検証するため、その仕様の正確性を検討した上で、仕様に基づく再計算結果と実際に出力されたCSVデータとの整合性を確かめた。 ・会計システムにCSVデータを取込むことで売上高の計上の仕訳が起票される内部統制の整備・運用状況の有効性を評価するため、取込み前のCSVデータと仕訳起票データとの整合性を確かめた。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。